

川崎市公社等事業運営資金貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市が出資している公社等に対し、その事業運営に必要な資金（以下「資金」という。）を貸し付けることにより、行政施策の安定的かつ効率的な執行に資することを目的とする。

(貸付対象)

第2条 資金は、次の各号に掲げる法人（以下「法人」という。）に貸し付けることができる。

- (1) 川崎市土地開発公社
- (2) 川崎市住宅供給公社
- (3) 川崎市まちづくり公社
- (4) 川崎市建設技術センター
- (5) その他市長が資金の貸付けを必要と認める法人

(貸付額)

第3条 貸付額は、毎年度予算の定める範囲内とする。

(貸付利率)

第4条 資金の貸付利率は、毎年度予算で定める法人ごとの利率とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、預金金利と連動する資金の貸付利率は、貸付時における当該金利と同一の利率とする。

(貸付期間等)

第5条 資金の貸付期間は、原則として一年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が正当な事由があると認めたときは、2箇月を限度として、貸付期間を延長することができる。この場合における貸付利率は、前条に規定する貸付利率を適用するものとする。

3 資金の償還日は、貸付期間の満了日とする。ただし、繰上償還を妨げない。

(貸付時期)

第6条 貸付時期は、川崎市と法人の資金状況を勘案して市長が決定する。

(貸付の申し込み)

第7条 資金の借入れの申込みをしようとする法人は、借入申込書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申し込まなければならない。

(1) 前年度の事業（収支）報告書

(2) 当年度の事業（収支）計画書

(3) 当年度の年間資金計画書

(4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項第1号に定める書類は、申し込みのときに当該法人の決算が作成されていない場合にあつては、前々年度のを添付することができる。この場合にあつては、前年度の決算作成後は速やかに前年度のを市長に提出しなければならない。

(決定通知)

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあつたときは、その内容を審査

し、資金を貸し付けることと決定したときは、貸付決定通知書（第2号様式）により、申込みをした法人に通知する。

（借用証書の提出）

第9条 資金の借入れを受けた法人は、直ちに借用証書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和63年5月21日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成15年5月1日から施行する。

第1号様式

文 書 番 号

平成 年 月 日

川崎市長 様

法人名

代表者名 印

平成 年度事業運営資金の借入れについて(依頼)

標記の件について、川崎市公社等事業運営資金貸付要綱に基づき別紙借入
申込書のとおり資金の借入れを申し込みます。

別紙借入申込書

借 入 申 込 書

- 1 借入希望額 ¥
- 2 借入希望日 平成 年 月 日
- 3 償還予定日 平成 年 月 日
ただし、法人等の都合により繰上償還ができるものとする。
- 4 借入利率 年利 . %
- 5 利子計算期間 付利日数は借入日から償還日の前日までとし、利子支
及び支払期日 払日は償還日とする。
- 6 借入金の使途 事業運営資金
- 7 添付書類 (1) 前年度の事業（収支）報告書
 (2) 当年度の事業（収支）計画書
 (3) 当年度の年間資金計画書
 (4) その他

第2号様式

川財資第 号

平成 年 月 日

法人代表者 様

市 長 名

平成 年度貸付金の貸付決定について（通知）

標記の件について、次により貸付することを決定しましたので通知いたします。

1 貸付金額 ￥

2 貸付年月日 平成 年 月 日

3 償還年月日 平成 年 月 日

ただし、法人等の都合により繰上償還ができるものとする。

4 貸付利率 年利 . %

5 利子計算期間 付利日数は貸付日から償還日の前日までとし、利子支
及び支払期日 払日は償還日とする。

6 貸付金の使途 事業運営資金

第3号様式

借 用 証 書

一金 _____ 円也

上記金額本日正に借用致しました。

つきましては、次の借用条件を厳守の上、期日に相違なく返済致します。

借用条件

- 1 資金の用途 事業運営資金
- 2 償還年月日 平成 年 月 日
ただし、法人等の都合により繰上償還ができるものとする。
- 3 借入利率 年利 . %
- 4 利子計算期間 付利日数は借入日から償還日の前日までとし、
及び支払期日 利子支払日は償還日とする。
- 5 元利金の支払場所 (株) 横浜銀行 川崎支店

平成 年 月 日

川崎市長 様

法 人 名

代 表 者 名 印